

「家庭の日」「青少年を育む日」シンボルマーク募集要項

◆募集趣旨

(公財)山梨県青少年協会(青少年育成山梨県民会議事業)では、明るく楽しい家庭づくりを推進するため、毎月第1日曜日を「家庭の日」として、また、地域における青少年育成の気運を高めるため、毎月第3日曜日を「青少年を育む日」として提唱し、県民運動を展開しています。この運動を盛り上げ、普及させるために「家庭の日」及び「青少年を育む日」のシンボルマークを募集します。

◆主 催

公益財団法人山梨県青少年協会 青少年育成山梨県民会議事業実行委員会

◆募集作品

1. テーマ

(1)「家庭の日」シンボルマーク

- ・あなたが考える「家庭の日」のイメージをシンボルマーク(図)としてデザインしてください。
- ・色彩は問いませんが、カラー、モノクロで使用できるもの。

(2)「青少年を育む日」シンボルマーク

- ・あなたが考える「青少年を育む日」のイメージをシンボルマーク(図)としてデザインしてください。
- ・色彩は問いませんが、カラー、モノクロで使用できるもの

2. 描画材料等

・(1)「家庭の日」シンボルマーク、(2)「少年を育む日」シンボルマークともに、描画材料等は自由

(手書きの他、CGでの作成も可)

- ・応募用紙は、募集チラシ裏面及びダウンロードサイトからプリントアウトしてください。

電子データで提出される場合は、

ダウンロードサイトアドレス <http://ikusei.yya.or.jp/> をご覧ください

※ 採用作品は今後、当事業の啓発活動に広く使用いたします。

※ 用途によっては、拡大・縮小して使用することも考慮してください

◆応募資格

- ・山梨県内在住者または、山梨県在勤者

◆応募方法

応募用紙に必要事項を明記の上、郵送してください。

※ 郵送する封筒には〔シンボルマーク応募〕と朱書きしてください。

※ 応募点数に制限はありませんが、応募用紙1通につき1作品とします。

※ 応募用紙は折り曲げないでください。

◆応募期間 8月1日（月）～9月30日（金）

◆選定方法

青少年育成山梨県民会議事業実行委員会にて、平成28年11月に審査を行います。

◆選考基準

- ・応募趣旨を踏まえていること
- ・長期に渡る使用が可能であること
- ・カラーだけでなく、モノクロでの使用が考慮されていること

◆表彰及び公表

- ・最優秀賞（採用作品） 1点（賞状と副賞を贈呈）
- ・優秀賞 2点程度（賞状と副賞を贈呈）

選考結果については、入賞者本人に通知するとともに、12月上旬に青少年育成山梨県民会議ホームページに掲載します。

※ ホームページアドレス <http://ikusei.yya.or.jp/>

表 彰 式 日 時・・・平成29年1月21日（土）

場 所・・・山梨県立青少年センター 別館2階「多目的ホール」

※山梨県立青少年センター主催事業「子ども・若者支援フォーラム」の席上にて表彰します。

◆制作に当たっての注意事項

- ・入賞作品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、（公財）山梨県青少年協会へ譲渡するものとします。
- ・応募者には、その応募作品が応募者自らが創作したオリジナルの作品であって、すでに発表されているものと同一または類似でないこと、ならびにそれらの違反があった場合には、その一切の責任を負うとともに（公財）山梨県青少年協会に一切の迷惑をかけないことを確約していただきます。

◆個人の取り扱いについて

- ・応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範

囲のみで使用いたします。

採用作品の応募者氏名等の公表については、本人の希望により対応いたします。

◆応募作品の修正について

- ・青少年育成山梨県民会議実行委員会の判断により、応募者と協議の上、デザインの修正を行う場合があります。

◆その他、注意事項

- ・応募に関する費用はすべて応募者の負担とします。
- ・電子データファイルが「何らかの事故で開けない」「郵送物が届かない」などの問題が発生した場合についても責任を負いかねます。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・採用作品がすでに発表されている場合は、採用を取り消します。
- ・応募された作品として適当なものが無い場合は、「最優秀作品なし」とする場合があります。

◆問い合わせ先

公益財団法人山梨県青少年協会

青少年育成山梨県民会議事業実行委員会

「家庭の日」「青少年を育む日」シンボルマーク担当 佐藤、望月

〒400-0811 甲府市川田町 517

電話：055-237-5311 FAX：055-237-5312